

WTOの事務局長選にも、米中対立の余波

◆6ヵ月におよぶ事務局長選出は継続協議に

2020年10月28日、WTO（世界貿易機関）は次期事務局長を選出する非公式会合を開催した。席上、多くの国がナイジェリアのヌコジ・オコンジョイウエアラ氏を推薦したものの、米国の反対によって最終決定に至らず、一般理事会へ持ち越すこととなった。8月に退任したアゼベド前事務局長の後任選びは、約4ヵ月にわたる全164加盟国・地域との協議の末、8名の候補者から、ナイジェリアのオコンジョイウエアラ氏と韓国のユ・ミョンヒ氏に絞り込まれていた。米国通商代表部は韓国のユ・ミョンヒ氏を支持し、その理由を「通商専門家としての豊富な経験」としているが、中国がオコンジョイウエアラ氏を強く支持し、ナイジェリアに多額の経済支援を実施している点を警戒しているため、ともいわれている。

WTOの意思決定は、全会一致（コンセンサス方式）を原則としており（WTO設立協定第9条1）、事務局長選も同様である。規則上は投票での選出も可能だが、過去に例がない。当初は11月9日に一般理事会を開催して最終決定する予定だったが、米国の反対姿勢が変わらないことと、WTOがあるスイス・ジュネーブ州が新型コロナウイルス対策として5人以上の会合を禁止しているため、開催を延期することになった。よってWTOのトップ不在がもうしばらく続く見込みだ。

表1：歴代事務局長

事務局長 (Director-General)	出身国	期間	略歴
1 ピーター・サザーランド	アイルランド	93年～95年	*GATT含む、元検事総長、元欧州委員（競争政策担当）
2 レナート・ルジエロ	イタリア	95年～99年	元外務大臣、元EEC（欧州共同体）大使
3 マイク・ムーア	ニュージーランド	99年～02年	元貿易大臣
4 スパチャイ・パニチャパック	タイ	02年～05年	元副首相（貿易担当）、元商業大臣
5 バスカル・ラミー	フランス	05年～13年	元欧州委員（貿易担当）
6 ロベルト・アゼベド	ブラジル	13年～20年	元ジュネーブ大使、元外務省副大臣
7 候補：ヌコジ・オコンジョイウエアラ	ナイジェリア		GAVIアライアンス理事長、元財務大臣、元世銀副総裁
7 候補：ユ・ミョンヒ	韓国		産業通商資源部通商交渉本部長

出所：https://www.wto.org/english/thewto_e/dg_e/exdgs_e.htmlにARC加筆

◆なぜ日本人事務局長が誕生しないのか

WTOは、世界の通商ルールの司令塔としてGATTを引き継ぎ、1995年に設立された国際機関である。時代に即した貿易ルールを策定し、通商の紛争解決手段（DSB）を提供するなど、果たすべき役割は大きい。足元には米中貿易紛争や輸出規制問題など、喫緊の課題も多数あることから、米中と良好な関係を持つ世界

第3位の経済大国である日本が、事務局長を輩出して国際社会に存在感を示す絶好の機会であった。ところが今回、日本から候補者が選出されることはなかった。

自民党のルール形成戦略議連などによれば、国際機関トップの必須要件として、①語学力、②マネジメント力、③専門知識、④閣僚経験の4項目が指摘されることが多い。WTOに関しては、①はWTO公用語の英語、フランス語、スペイン語、③と④は通商領域が前提となるため、日本人にとってハードルが高いことが不選出の理由と思われる。ちなみに、オコンジョイウエアラ氏は③の通商専門知識（業務経験）が、ミョンヒ氏は④の閣僚経験が欠けており、今後「③または④」になれば、日本人候補者選出のハードルが多少は下がるかもしれない。

◆WTOの機能改革は喫緊の課題

WTOはいま、ルール策定機能と紛争解決機能が実質停止状態にあり、存在意義を問われている状況にある。WTOの意思決定はコンセンサス方式が原則であるため、多角的貿易交渉（ドーハ開発アジェンダ）は膠着し、各国・地域がFTA交渉を進める要因となった。紛争解決機能も米国がWTOの問題点（表2）を理由にDSB上級委員の任命を拒否しているため、19年12月以降は実質停止している。コンセンサス方式がさまざまな面で弊害になっているように思われてならない。

表2：米国が指摘するWTOの主な問題点

主な機能	問題点
WTO協定の実施運用	・中国などの「途上国」に対する「Special and Different Treatment」（優遇措置）の適用
ルールメイキング	・「ドーハ開発アジェンダ」（01年～）の膠着 ・不公平な競争環境（市場歪曲的な産業補助金や国営企業問題、強制技術移転問題、等） ・WTOプルー協定（複数国間での通商協定）交渉の膠着、他
紛争解決	・上級委員会問題（定員7名が19年12月11日現在で1名に：3名1組の審理が不能に） ・プロセスが不透明（審理期間厳守、委員の役割・権限）、他
各国貿易政策モニタリング	・国内規制や補助金などの通報義務の執行に問題 ・各国貿易救済措置の発動に関する情報開示、通報義務に問題、他

出所：JETROビジネス短信、各種報道等からARC作成

これら以外にも、米中貿易紛争の長期化や米中両国による輸出管理法の域外適用など、対処すべき課題は多数ある。貿易紛争終息のためには、上級委員会を経て法的拘束力のあるDSB勧告を出す必要があり、輸出管理の濫用防止のためには、GATT21条の安全保障例外の適用制限について議論を進める必要がある。今後日本は、米中とWTOをつなぎながらこれらの課題に対処し、その上で米中をWTO基軸の国際通商秩序に回帰させ、国際社会で存在感を高めながら次の事務局長ポストを狙うという、「したたかさ」を持って行動すべきであろう。 【田中雄作】